

一連の疑惑事件の徹底的な解明とあっせん利得処罰法の改正に関する意見書

昨年末から今年にかけて、政・財・官の癒着スキャンダル事件が次々と明らかになり、政治に対する国民の信頼が大きく揺らいでいる。

現行の「あっせん利得処罰法」は中尾元建設大臣が受託収賄罪で逮捕されるなど政治腐敗に対する世論の厳しい批判が高まった中で、政治と金銭を透明かつ公正なものとするを目的に 2000 年 11 月に制定された。

しかし、犯罪の主体を国会議員、公設秘書、首長、自治体議員に限定したり、あっせん対象を許認可や契約に限るなどとしたため、法の有効性は極めて限定されたものになり、厳格に適用されなければならない現実の事態に大きな「抜け道」を与えることとなっている。

今回の一連の疑惑は、私設秘書や元秘書が議員の人脈を利用して暗躍したところに特徴がある。政治家によっては相当数の「私設秘書」を抱えて活動しているのが実態である。したがって、私設秘書を法律から外したことについては、現行法が制定された当初から真の政治浄化に有効、適切に作用しない恐れがあると強く指摘されてきたところである。

よって、本市議会は、政府に対し、政治への信頼を回復するために、この間明らかになった一連の疑惑事件について徹底的に真相を解明して、構造汚職の根幹を断ち切るとともに、「あっせん利得処罰法」を改正して、私設秘書を法律適用の対象にするなど、より現実的で実効性のあるものとするように求めるものである。

上記、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 14 年 3 月 28 日

三鷹市議会議長 中山 和 政